

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
1	実施要領	2	6	参加資格	J VまたはS P Cによる参加は可能でしょうか。	単独企業による参加とします。
2	実施要領	2	6	参加資格	本プロポーザルの参加にあたっては、単独・JV・SPCなどの形態は問わないという理解でよろしいでしょうか。	No. 1 の回答のとおりです。
3	実施要領	2	6	参加資格	実施要領の参加資格（２）に「企業団の競争入札参加資格を有すること」とあります。本件の公告日が令和8年7月14日となっていますが、構成市町（鶴岡市、酒田市、庄内町）が有する既存の入札参加資格が引き継がれる認識でよろしいでしょうか。あるいは、参加申込までに新たに企業団への入札参加資格申請が必要でしょうか。	構成市町における令和8年3月31日現在の業者登録名簿を引き継いでいます。
4	実施要領	3	8	参加申込書の提出	J VまたはS P Cで参加申込みを行う場合、各種提出書類は代表企業分のみ提出でよろしいでしょうか。それとも、構成員全社分の提出が必要でしょうか	No. 1 の回答のとおりです。
5	実施要領	4	8	参加申込書の提出	類似業務受託実績を証する契約書の写しは、業務名、自治体名、業務内容が記述されている部分を抜粋した写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	「文字サイズは11ポイント以上を基本とし」とありますが、図表・写真等内の文字は除くという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	「表紙及び目次を含めて全体40ページ以内」とありますが、ア 業務提案書（様式7号）は40ページ以内に含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
8	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	①に表紙及び目次を含めて全体40ページ以内に収まるよう作成することとありますが、以下の考え方でよろしいでしょうか。 ②業務提案書の構成は、次のとおりとする。 ア 業務提案書（様式第7号） →1枚 イ 業務提案書正本・副本表紙（様式7-1号、2号） →1枚 ウ 会社概要書（様式第7-3号、4号） →2枚 エ 経営比率計算書（様式第7-5号） →1枚 オ 受託実績表（様式第7-6号） →2枚 カ 業務実施体制（様式第7-7号）※追加可？ →2枚 キ 業務に関する事項（様式第7-8号から7-18号） →27枚 →合計 36枚	No. 7 の回答のとおりです。 カ 業務実施体制（様式第7-7号）は、全体40ページ以内で追加可能です。
9	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	・様式第7-5号に貸借対照表及び損益計算書を添付とありますが、こちらの添付資料は40ページ制限以外の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	・様式第7-7号に項目が不足している場合は、追加してくださいとありますが、合計36枚+目次1枚と仮定すると、様式第7-7号の追加は3枚まで可能という認識でよろしいでしょうか。	No. 8 の回答のとおりです。
11	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	・指定された様式以外の添付資料を追加することは可能でしょうか。可能な場合は追加資料も含めて40ページ以内という認識でよろしいでしょうか。	様式7-7号までは、指定された様式で提出してください。 様式7-8号以降は添付資料の追加も可能ですが、添付する資料には様式番号を記載してください。 資料を追加した場合も、全体40ページ以内としてください。
12	実施要領	5	11	業務提案書等の作成	提案書内に会社名や会社ロゴ、その他会社を特定できる記載を使用しても差し支えありませんでしょうか。	ロゴ等会社を特定できる記載は不可とします。
13	実施要領	6	12	業務提案書の評価及び評価方法	配点は最大100点満点×選定委員数という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式	2	1	参加申込書	役員の変更の届出はしているものの、期限までに変更後の証明書が間に合わない際の対応方法をご教示ください。	提出時点における変更前の証明書および変更事項にかかる議事録の写しを提出してください。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
15	様式	13	7-5	経営比率計算書	添付資料として「直近3箇年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書を添付してください」とありますが、添付資料は全体40ページ以内という制限のなかに含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	2	6	業務の執務場所	本部にて扱う業務は、（１）受付・窓口等業務、（２）収納関連業務、（７）メーター管理業務、（８）給水装置工事関連業務（審査を除く）ただし、発注者が調達する料金システムの稼働までは、（３）から（６）の業務も本部で行うことができるものとありますが、料金システム稼働後も協議により（３）から（６）の業務を本部で行うことは可能かご教示ください。	可能とします。
17	要求水準書	2	6	業務の執務場所	本部にて扱う業務のうち、（８）給水装置工事関連業務（審査を除く）とありますが、受託者が申請受付等の業務を行い、申請内容の審査については発注者が実施するという認識でよろしいでしょうか。	本部（庄内町管内）の給水装置工事関連業務の審査・検査等は、受注者が酒田事務所で行うことを想定しています。
18	要求水準書	2	6	業務の執務場所	「（８）給水装置工事関連業務（審査を除く）」とありますが、ここでいう審査とは、水準書のどの項目を指すのかご教示ください。	要求水準書27ページ_8_（１）①イ、ウ、エの業務になります。
19	要求水準書	2	6	業務の執務場所	要求水準書「6(2) 業務の範囲」において、新システム稼働後の庄内町における(3)～(6)の業務の取扱いを本部で実施しないものとする目的及び理由（想定する運用体制やメリット等）をご教示ください。	本部（庄内町管内）の営業・維持管理部門については、酒田事務所に集約するものです。
20	要求水準書	2	6	業務の執務場所	（３）～（６）のうち、庄内町の業務実施において、検針員の移動負担等を考慮し、一部の業務（検針員への機器の授受・検針ミーティング等）を本部にて実施することは可能でしょうか。	協議により可能とします。
21	要求水準書	2	6	業務の執務場所	（８）給水装置工事関連業務（審査を除く）について、工事申請は本部のある庄内町企業課庁舎で受け付けを行い、審査業務については工事申請書類一式を鶴岡・酒田へ移送して実施するという理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答のとおりです。
22	要求水準書	3	9	業務責任者	業務責任者は「いずれかの事務所に常駐」とありますが、特定の事務所を拠点として常駐しつつ、業務管理及び指導のため必要に応じて他事務所を巡回する運用でも要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
23	要求水準書	3	11	有資格者の配置	副業務責任者の配置について、配置人数が各事務所1名以上とありますが、本部についても配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	3	11	有資格者の配置	副業務責任者は「各事務所に常駐すること」とされていますが、本部事務所に業務責任者（専任）が常駐する場合でも、本部には業務責任者とは別に副業務責任者を配置する全4名の体制が必要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	3	11	有資格者の配置	消費機器調査員・内管検査員の有資格者の配置が求められていますが、準備期間中に庄内町職員さまからの研修を受け、その認定をもって講習を受講し、修了試験合格後資格取得する想定でよろしいでしょうか。	資格を取得するためには、準備期間中に、以下の①②いずれかの実務経験が必要となります。また、実務経験を経たうえで、資格取得に必要な講習を行い、理解度テストで合格後、日本ガス協会に資格の申請をし、認定される流れとなります。 ①ガス事業関係業務の従事（3ヶ月以上） ②資格を保有する者に同行し、現場教育を受ける。（1ヶ月以上） 引継期間に従事（研修）していただくことで資格取得が可能となります。
26	要求水準書	3	11	有資格者の配置	ガス業務に必要な「消費機器調査員」および「内管検査員」資格は、小売ガス事業者から提出された申込でのみ講習受講・受験できるものとお見受けしますが、「消費機器調査員」および「内管検査員」の資格者配置につきましては、準備期間中の引継ぎ、同行確認を経た上で、貴企業団から小売ガス業者として申込申請頂き、講習受講・資格取得して業務開始までに配置する形でよいでしょうか。	No.25の回答のとおりです。
27	要求水準書	3	11	有資格者の配置	要求水準書に定めるガス開栓業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て再委託する場合、有資格者は再委託先に配置されていれば足り、受注者が直接雇用して配置することまでは求められないとの理解でよろしいでしょうか。	自社で資格保有者を確保・配置することが必須となります。
28	要求水準書	3	11	有資格者の配置	要求水準書にて、ガス開栓業務に「消費機器調査員・内管検査員1名以上」の配置が求められています。この業務について、自社で資格保有者を確保・配置することが必須でしょうか。それとも、あらかじめ書面による承諾を得た上で、ガス関連資格を有する協力会社へ当該業務のみを再委託する実施体制でも要件を満たしますか。	No.27の回答のとおりです。
29	要求水準書	3	11	有資格者の配置	要求水準書にて「給水装置工事主任技術者を鶴岡事務所、酒田事務所各1名以上」配置するとありますが、6業務の執務場所に、本部（庄内町）には審査を除く給水装置工事関連業務があるとされていますが、本部には当該資格者の配置は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	8	6	電子計算処理業務	(7)新システムへの移行支援について、受注者が実施する具体的な作業範囲（データ移行後の内容確認、給水契約・メーター・検針順路等の各種データの確認・修正、テスト運用、操作研修支援等）をご教示ください。	データ移行前後の内容確認、給水契約・メーター・検針順路等の各種データの確認・修正、テスト運用、操作研修支援、検針サイクルの変更など、移行全般に関わる業務の支援をお願いします。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
31	要求水準書	8	6	電子計算処理業務	(7)新システムに障害が発生した場合、受注者に求められる初期確認（エラー内容の確認、端末の確認等）の範囲及び、発注者・システム保守事業者との役割分担についてご教示ください。	受注者の役割についてはお見込みのとおりです。 受注者の報告に基づきシステム業者との調整等は原則として発注者が行います。
32	要求水準書	12	8	事務引継	契約締結日から業務開始までの移行準備期間中での引き継ぎとありますが、締結はいつ頃を想定していますか。	令和8年11月上旬を想定しています。
33	要求水準書	14		料金などの基準日	新システム稼働に伴って運用が変わる業務があるため、その稼働開始時期が積算に大きく影響します。新システムの具体的な稼働開始時期をご教示ください。	令和9年10月1日を稼働開始時期とします。
34	要求水準書	14		料金などの基準日	「料金システムの稼働までは鶴岡市、酒田市（飛鳥及び旧3町地域）及び庄内町は毎月検針とする」とありますが、毎月検針から隔月検針への移行は新システムの稼働と全く同時という理解でよろしいでしょうか。検針サイクルを移行する具体的な時期をご教示ください。	令和9年10月を検針サイクルの移行時期としますが、移行時期が変更になる場合は別途協議します。
35	要求水準書	14		料金などの基準日	今後のご検討のなかで、検針サイクルの移行時期が今回のご回答でご提示頂く時期から変更となる可能性はありますか。特に検針サイクル（毎月→隔月）の変更は見積積算に大きく影響を与えるため、変更の可能性がある場合は、その際の委託料についての考え方をご教示ください。	No.34の回答のとおりです。
36	要求水準書	14		料金などの基準日	水道の検針を隔月で統一する際、2市1町全て同月（奇数月または偶数月）に統一となりますでしょうか。または鶴岡は奇数月/酒田・庄内は偶数月といったような形になりますでしょうか。	それぞれの地域ごとに奇数月検針地区、偶数月検針地区を設定して検針します。 例）鶴岡市〇〇地区は奇数月、鶴岡市〇〇地区は偶数月など
37	要求水準書	16	1	受付・窓口等業務	「郵便物等の郵便局への搬入及び受取業務」について、郵便局への搬入は本部及び鶴岡事務所と記載されていますが、酒田事務所からの搬入は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。酒田事務所で取り纏めた郵便物の取扱方法についてご教示ください。	酒田事務所については、郵便局による集荷になります。
38	要求水準書	17	2	収納関連業務	大容量プリンターやメールシーラーについては、発注者・受注者どちらの負担区分となるかをご教示ください。	発注者の負担とします。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
39	要求水準書	23	4	検針業務	①検針及び検針付随事務 ス「ガス安全周知チラシを配布すること」とありますが、ここで言うガス安全周知チラシとは、「第7章 経費の負担区分について」1.発注者が負担するもの 5.ガス開閉栓 (2) 安全周知チラシ・パンフレット 及び 2.受注者が負担する経費 2 印刷製本費等(11)開栓時に配布するチラシ (ガスは庄内町企業課が支給) と同じものを指しているという理解でよろしいでしょうか。その場合、当該チラシを配布する時期、回数等 (検針時配布か、開栓時配布か等) をご教示ください。	検針及び検針付随事務で配布するガス安全周知チラシは庄内町企業課で支給します。 また、当該チラシを配布する時期は、10月の検針時になります。
40	要求水準書	26	7	メーター管理業務	不進行等故障メーターの交換業務は、すべての口径の公設メーターを想定しているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書	26	7	メーター管理業務	発注者が確保する各市町のメーター倉庫の管理場所 (メータの保管場所) は、本部・鶴岡事務所・酒田事務所内でよろしいでしょうか。事務所外とする場合は受託者にて保管場所の設置をするという認識でよろしいでしょうか。	保管場所は発注者が確保のうえ、指定します。
42	要求水準書	27	8	給水装置工事関連業務	ア・イ・ウの各業務について「有資格者が確認を行うこと」とあります。一方で、給水装置工事主任技術者の配置は鶴岡事務所及び酒田事務所とされています。庄内町に係る現場確認業務については、鶴岡事務所又は酒田事務所に配置した有資格者が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	28	8	給水装置工事関連業務	給水装置工事に関する相談・苦情等対応業務について、二市一町それぞれの過去の主な相談・苦情内容および年間対応件数をご教示ください。	具体的な件数、内容については把握しておりません。
44	要求水準書	28	8	給水装置工事関連業務	現地調査業務における既存の給水装置に疑義が生じた場合とは、漏水・出水不良・赤水等の問い合わせ対応も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。また、含まれる場合は、二市一町それぞれの年間の現地調査件数をご教示ください。	漏水・出水不良・赤水等の問い合わせ対応を含みます。 また、無届工事、クロスコネクションなどの給水装置工事が適正に行われていない疑いがある場合の現地調査も対象となります。 なお、件数については把握していません。
45	要求水準書	28	8	給水装置工事関連業務	庄内広域水道企業団給水装置設計施工指針の第一章 総則において、既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合であってもこれを還付しないとありますが、手数料の還付について想定しているものをご教示ください。	過誤納付等の還付を想定しております。
46	要求水準書	30	1	発注者が負担するもの	(2) 庁舎内地代家賃 (事務・共用スペース、駐車場 (台数要協議)) とありますが、駐車場については、本部・各事務所で最大何台ご利用いただけるかご教示ください。	業務用車両及び自家用車両含め、鶴岡事務所15台、酒田事務所38台、本部5台になります。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
47	要求水準書	30	1	発注者が負担するもの	「企業団で調達する上下水道ガス料金システム（仮）が稼働するまでの現行料金システムに係る使用料」は発注者負担とされていますが、現行システムを継続使用する際に発生する費用（現行料金システムに係る使用料を除く）は受注者負担とされています。受注者が負担すべき費用の具体的な内容（通信回線費、各市町の現行システム保守費用、機器レンタル代など）をご教示ください。また、新システムの稼働時期はいつ頃を想定していますか。	要求水準書31ページ「2 受注者が負担する経費」の記載のとおりです。 新システムの稼働開始時期は令和9年10月1日とします。
48	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	受注者が負担する通信運搬費（納入通知書や督促状等の郵送料）について、令和6年度の業務実績データは提示されていますが、今後の郵便料金改定等の「法令等の変更」に伴う大幅な経費増が生じた場合は、リスク分担表に記載のある通り、協議の上で契約金額の変更（発注者負担）の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	各市町の年間に係る郵送費をご教示ください。	現行受託者の裁量で行っているため把握していません。
50	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	（1）～（9）および（12）、（13）についての、酒田市・庄内町で印刷等を依頼している業者をご教示ください。	現行受託者の裁量で行っているため把握していません。
51	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	（1）～（9）および（12）、（13）について、年間に係るそれぞれの印刷費をご教示ください。	現行受託者の裁量で行っているため把握していません。
52	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	新料金システムが稼働するまでのあいだに利用する鶴岡市の現行システムについての、請求書の現地発行に係る印刷費用をご教示ください。	印刷費用は受注者の負担とします。なお、現行受託者の裁量で行っているため費用は把握していません。
53	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	新料金システムが稼働するまでのあいだに利用する鶴岡市の現行システムについての、再振替通知および認定精算に係る印刷費用をご教示ください。	印刷費用は受注者の負担とします。なお、現行受託者の裁量で行っているため費用は把握していません。
54	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	受注者で負担する各帳票及び封筒について、仕様（帳票の様式・用紙サイズ、封筒サイズ、窓あきの有無等）をご教示ください。	新料金システムの仕様については、受注候補者選定後の協議となります。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
55	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	新システムの導入とともに帳票類の変更や統合を予定しているのでしょうか。予定している場合、印刷製本費にある各種帳票類の発注時期に影響があると思いますので、想定している帳票発注時期と帳票変更・統合の有無についてご教示ください。	令和9年10月1日の新システム導入にあわせて帳票類の統合を予定しています。
56	要求水準書	31	2	受注者が負担する経費	ガス開閉栓時に必要なものについての、現在ご利用されている購入先をご教示ください。	以下のとおりです。 ・マイコンメーター用マグネット（愛知時計電機株式会社 仙台支店） ・チャンパ型圧力計（愛知時計電機株式会社 仙台支店） ・半導体式ガス検知器（新コスモス電機株式会社 新潟サービスセンター） ・発泡液（東北企業㈱、㈱大谷商会、共立㈱）
57	要求水準書	32	3	発注者が受注者に対して貸与できるもの	鶴岡：12台（配線を含む）、酒田：0台、庄内：1台となっていますが、酒田市および庄内町で本業務を実施するために現在利用している電話機（配線含む）の台数をご教示ください。 各事務所それぞれの電話回線数（最大受信回線）をご教示ください。	酒田では10台、庄内では2台です。回線数は鶴岡2回線、酒田1回線、庄内1回線となっています。
58	要求水準書	32	4	各種システムと貸与数	「その際に発生する費用（現行料金システムに係る使用料を除く）は、受注者にて負担すること」とありますが、ここでいう使用料には通信費、保守費等、通常システムを運用するうえでのランニング費用も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、受注者が負担する費用とはどのようなものを想定しているかご教示ください。	現行料金システムにかかる使用料はお見込みのとおりです。 受注者が負担する経費は、要求水準書31ページ「2 受注者が負担する経費」の記載のとおりです。
59	業務実績			調定・収納	鶴岡市の再振替通知発行件数は、不実施予定とありますが、業務開始時から不実施という理解でよろしいでしょうか。それとも新システムの稼働とともに不実施とするということでしょうか。	新システムの稼働とともに不実施とする予定です。
60	業務実績			未納額	鶴岡市、酒田市、庄内町における過年度収納率の算出方法（基準日、対象年度、範囲など）をご教示ください。	基準日は各年度末です。年数にかかわらず不納欠損額を除いた未納額で算出しています。
61	業務実績			未納額	庄内町のガス事業における未納額及び収納率（現年度、過年度）と過年度収納率の算出方法をご教示ください。	ガス売上（R8.3.31現在） 【現年度】未納額 11,078,167円 収納率 97.90% 【過年度】未納額 775,943円 収納率 94.45% 【過年度収納率算出方法】 前年度以前から繰り越された未収金の総額（調定額）のうち、当年度中に回収できた金額の割合。（分子）当年度の回収額／（分母）回収の対象額※不納欠損額を除きます。
62	業務実績			検針	令和6年度の検針件数は全て開栓中の件数でよろしいのでしょうか。閉栓中が含まれている場合はその内訳をご教示ください。含まれていない場合は想定している閉栓中検針の件数をご教示ください。	鶴岡市、庄内町は開栓中の件数となります。酒田市は閉栓中の検針も含まれます。

庄内広域水道企業団料金収納等包括的業務委託 質問に対する回答

NO	質問箇所				質問事項	回答
	書類名	頁	項番	項目		
63	業務実績			検針	二市一町それぞれの開栓中・閉栓中を含めた、水栓数（検針件数）をご教示ください。	令和8年7月31日現在の水栓数は、鶴岡市64,384栓、酒田市49,479栓、庄内町8,364栓になります。
64	業務実績			検針	検針サイクルについて、「水道：隔月 ガス：毎月で統一予定」とありますが、水道については例外エリア無く、すべて隔月となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。